



資料編



1 計画に関する条例、要綱

東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号
改正

平成26年6月30日条例第28号
平成29年3月31日条例第8号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」と

あるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第1号

改正

平成17年3月31日規則第27号

平成24年3月29日規則第16号

平成26年9月30日規則第51号

平成29年3月31日規則第24号

令和4年3月22日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員。次項において同じ。）は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会に置く部会にあつては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

7 前条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査部会の」とあるのは「部会の」と、「審査部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

東大阪市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に定める地方公共団体の責務に応じるために、地域の状況に応じた子どもの貧困対策の推進を目的として東大阪市子どもの貧困対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する調査研究及び検討に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策事業にかかる施策推進に関すること。
- (3) その他、子どもの貧困対策事業の推進のために必要と認められること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、子どもすこやか部を所管する副市長とする。
- 3 副委員長は、子どもすこやか部長とする。
- 4 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、推進委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進委員会の所掌事務を具体的に検討するためワーキングチームを置き、座長、副座長及びワーキングチーム員をもって組織する。

- 2 座長には子育て支援室長を、副座長には子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 ワーキングチーム員は、別表2に掲げる者とする。
- 4 ワーキングチームは、推進委員会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 5 ワーキングチームは、必要に応じて座長が招集する。
- 6 ワーキングチームが必要と認めるときは、ワーキングチーム員以外の者に出席を求めることができる。
- 7 ワーキングチームにおいて検討を行った事項については、推進委員会で報告する。

(事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、別表3に掲げる所属が担当する。

- 2 事務局は、推進委員会及びワーキングチームにおける検討のための資料作成の取りまとめ等、事前準備及び調整を行う。
- 3 推進委員会の庶務は子どもすこやか部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及びワーキングチームの運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長 ○会長代理

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 教授
太田 淑美	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
岡本 泰樹	東大阪労働団体連絡協議会委員
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
松川 啓子	東大阪市議会議員
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
山本 朗	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター医監
好川 智也	東大阪市私立保育会 会長

3 計画の策定過程

東大阪市社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、下表のとおり審議を行いました。

日程	会議名	内容
令和3年8月6日(金)	第1回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの策定スケジュール等について
令和3年12月23日(木)	第2回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランにかかる生活実態調査項目について
令和4年6月3日(金)	第1回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランにかかるひとり親家庭の生活実態調査票案について
令和4年10月14日(金)	第2回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの骨子案について
令和4年12月1日(木)	第3回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの素案について
令和5年1月31日(火)	第4回 児童福祉専門分科会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの案について
令和5年2月13日(月)	第2回 社会福祉審議会	(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの案の承認について

4 子どもに関する制度・相談窓口一覧(令和5年3月現在)

①子どもに関する相談窓口

事業	事業内容(詳細)	問い合わせ先
子育て相談ダイヤル	子育ての悩み・18歳未満の子どもに関する相談、子どもからの相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日いつでも相談員が電話で応じています。必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します。	子育て相談ダイヤル TEL 0800-300-7920
子ども見守り相談センター	子どものしつけ、養育、言語の発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと等、0歳から18歳未満の子どもとその家庭、妊産婦の方からの相談に応じたりサービスの案内を行っています。	子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197・3252
すこやかテレホン	青少年の問題行動の発生予防と育成を図るため保護者等からの青少年の育成に関する電話相談を受け付けています。(火～土曜日午前10時～午後4時)メールでの相談も行っています。	東大阪市青少年補導センター TEL 06-6721-9174 Mail:hodou.9174@gmail.com
子ども家庭センター	養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。	東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-1966
東大阪市立障害児者支援センターレピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な療育機関です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談に応じています。	東大阪市立障害児者支援センター レピラ TEL 072-975-5700
教育センター来所相談	3歳半から概ね18歳までの子どもの養育や教育、発達に関する相談を行っています。 (要電話予約)	教育センター TEL 06-6727-0113
子どもの悩み相談	子どもの教育や養育等に関する悩みへの電話相談を行っています。	<保護者・市民専用> TEL 06-6720-7867
いじめ・悩み110番	いじめ等、子どもが抱える悩みに関する電話相談を行っています。	<子ども専用> TEL 06-6732-0110

②生活に困ったときの相談窓口

事業	事業内容(詳細)	問い合わせ先
ファミリー・サポート・センター事業	育児等の援助を行いたい人と、援助を受けたい人からなる、有償の会員相互援助活動です。	東大阪市ファミリー・サポート・センター TEL 06-6785-2625

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
ショートステイ・トワイライトステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ（原則として7日以内） 保護者が出産、疾病、事故および災害等の理由により、一時的に家庭において児童の養育できない場合に、児童を預けることができます。 ・トワイライトステイ（概ね半年程度を限度） 仕事のために帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、児童を預けることができます。※ともに送迎が必要 	子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197
生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。	東福祉事務所 TEL 072-988-6616 中福祉事務所 TEL 072-960-9271 西福祉事務所 TEL 06-6784-7696
生活さいけん相談室	生活にお困りの方やひきこもりの方について、自立の支援に関する相談、就労支援、家計相談、多重債務相談などを行います。 また、離職、自営業の廃止等により、住居を失った方や失うおそれのある方に対し、一定期間、住居確保給付金を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就労による自立への支援を行います。	生活支援課 TEL 06-4309-3182 住居確保給付金相談窓口 TEL 06-6748-0102

③その他相談窓口

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
ヤングケアラーに関する相談窓口	ヤングケアラー（本来大人が担うような家族のケアなどを日常的に行っている子ども）についての相談に応じています。	子ども見守り相談センター 子ども相談課 TEL 06-4309-3197
ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）	乳幼児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、週1回約2時間、4回程度訪問します。育児や家事の代行サービスではなく、保護者の悩みや不安をじっくり聴いたり、一緒に育児（おでかけも含む）などをします。	ホームスタート・東大阪 TEL 070-2311-9891 070-2301-9891
コミュニティソーシャルワーカー	子育て中の方を含め、あらゆる人からの困りごと・悩みごとの相談に応じています。どこに相談したら良いか分からない場合もコミュニティソーシャルワーカーが状況や課題を整理し、必要なサービスや専門機関へつなぐ等の支援を行います。	地域福祉課 TEL 06-4309-3181 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201
ひきこもり等支援事業	当事者や家族等からのひきこもり相談に対応し、寄り添った支援を行うことでそれぞれの相談解決に向けた支援を行っています。	くるみ東大阪 TEL 06-6727-0535

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
男性のための電話相談	男性相談員が仕事や家庭等に関するさまざまな男性の悩みに電話で相談に応じています。 第1土曜日 13～17時 第3水曜日 19～21時 ※イコーラムの休館日を除く	東大阪市男女共同参画センター・イコーラム <電話相談> TEL 072-966-5002
女性のための相談	女性が抱える様々な問題についての相談に応じています。 <電話相談> 火～日 10～16時, 第4火曜日 18～20時 <面談相談予約> 火～日 10～16時 ※イコーラムの休館日を除く	東大阪市男女共同参画センター・イコーラム <電話相談> TEL 072-960-9206 <面談相談> TEL 072-960-9205
DV専門相談	配偶者や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、親族からの暴力(DV)に関する相談に応じています。	DV専門相談 TEL 06-4309-3191
就活ファクトリー東大阪	就職活動に関する支援を行っています。(就労先の紹介や斡旋は行っていません)	就活ファクトリー東大阪 TEL 06-4306-5360
就労支援センター	就労支援コーディネーターが現状をお伺いし、「働く」ためにはどうしたらよいか一緒に考え、一人ひとりに寄り添ってサポートします。相談は予約が必要です。(就労先の紹介や斡旋は行っていません)	永和就労支援センター TEL 06(6727)1920 意岐部就労支援センター TEL 06(6784)5811
ハローワーク布施	就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。	ハローワーク布施 TEL 06-6782-4221
大阪マザーズハローワーク	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、職業相談や職業紹介を行っています。	大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098

④各種手当・制度について

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
児童手当	児童手当は、中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の子どもを養育している父母その他の保護者に手当を支給する制度です。	国民年金課 TEL 06-4309-3165
子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の年度末までの子どもが、医療機関などで受診されたときに支払う保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。	医療助成課 TEL 06-4309-3166
就学援助制度	市立小・中・義務教育学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課 TEL 06-4309-3272
入学準備金貸与制度	高校・大学等の進学予定者で、経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で入学準備金をお貸しする制度です。返還の義務がある奨学金です。在学中は、返還の猶予を申請できます。	学事課 TEL 06-4309-3272

⑤ひとり親家庭の方を対象とする制度、支援について

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
児童扶養手当	ひとり親家庭等の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護するときに支給されます。なお、所得額が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。	国民年金課 TEL 06-4309-3165
ひとり親家庭医療費助成制度	児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成するものです。	医療助成課 TEL 06-4309-3166
ひとり親家庭の法律相談	法律に関する相談などの専門的な相談に対応するために弁護士相談を実施しています。相談は無料です。※事前に予約が必要です。	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194
東大阪市母子福祉推進委員	地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	技能習得資金、生活資金、就学支度資金、修学資金等、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方および40歳以上の配偶者のない女子を対象にした貸付金制度です。	東福祉事務所子育て支援係 TEL 072-988-6619 中福祉事務所子育て支援係 TEL 072-960-9274 西福祉事務所子育て支援係 TEL 06-6784-7982
母子生活支援施設	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた18歳未満の子どもを養育している女性で、様々な事情のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。	
母子・父子自立支援員	母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194
自立支援教育訓練給付金	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の6割相当額（上限20万円）が支給されます。	東福祉事務所子育て支援係 TEL 072-988-6619 中福祉事務所子育て支援係 TEL 072-960-9274
高等職業訓練促進給付金等	市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、1年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）です。	西福祉事務所子育て支援係 TEL 06-6784-7982

事業	事業内容（詳細）	問い合わせ先
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減のために給付金を支給します。 ※受講前の事前相談・申請が必要です。	
就業支援講習会	自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、調剤事務、パソコン、介護職員初任者研修等）および面接セミナー等を開催しています。	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 東福祉事務所子育て支援係 TEL 072-988-6619 中福祉事務所子育て支援係 TEL 072-960-9274
養育費確保支援補助金	保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。 ※補助上限があります。	西福祉事務所子育て支援係 TEL 06-6784-7982
公正証書等作成支援補助金	養育費の対象児童を扶養しているひとり親家庭が債務名義（公正証書、調停調書等）を取得する際の本人負担費用を補助します。 ※補助上限があります。	
大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	大阪府母子家庭等就業・自立支援センター TEL 06-6748-0263

※掲載している内容は、令和5年3月時点のものです。



第2次東大阪市子どもの未来応援プラン

令和5年3月発行

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課
〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
E-mail kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp